

生駒市規則第 3 号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和 39 年 4 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 銀行又は市長が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証

第 5 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 銀行又は市長が确实と認める金融機関の保証 その保証する金額

第 6 条第 2 号中「数回以上にわたって」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、銀行若しくは市長が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約保証の予約をしたとき。

第 21 条第 3 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 1 号から第 5 号まで」を「第 4 条第 2 項第 1 号から第 6 号まで」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 銀行若しくは市長が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証

第 22 条第 3 号中「数回以上にわたって」を削る。

第 25 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により前金払をした場合において、当該公共工事が、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 3 項各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、既にした前金払に追加して、契約金額の 2 割を超えない範囲内で前金払をすることができる。

第 29 条に次の 1 号を加える。

- (4) その役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき、その他契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。